

1. 保全活動の実施主体 自然共生サイトの所有・管理者が行っている「支援」についても何らかの形で評価されるようにすべき。

(回答) 事務局としても、自然共生サイトの所有・管理者が行っている取組が市場等から適切に評価されることが必要であると考えており、長谷川委員はじめ検討会委員からの御意見も踏まえ、今後検討してまいります。

2. 資料1のP24「A. 認定の活用」について、認定を活用できるのは、株式会社に限る必要はなく、営利法人一般とすべきである。

(回答) 今年度の「支援証明書モデル的試行WG」において議論する対象としては、TNFD等への対応を念頭に置いた活用という意味で株式会社を対象としておりましたが、金融機関からの融資時に自然共生サイト認定を活用する等もあり得るため、おっしゃるとおり営利法人一般とすることが妥当でございました。次回以降は情報開示という観点で対象を絞る場合にも、その他営利法人（合同会社、合資会社、合名会社、特例有限会社）も含めた営利法人一般を対象として議論を行うこととしたいと思います。なお、目的を限定しない「認定の活用」という点では、法人に限らず全ての者が対象であると考えております。

※ 参考：令和5年度前期の認定サイト申請者のうち76が営利法人、このうち75が株式会社

3. 支援証書において支援の結果のアウトカム記載を容認するとともに、その性格を明確にすべきである。

(回答) いただいた御意見も踏まえ、支援結果のアウトカムの記載方法等につき、「支援証明書モデル的試行WG」において御議論いただきます。事務局としては現段階では、おっしゃるような方法（主観的な記載である旨の明記等）も選択肢になると考えております。その際、Jブルークレジットのように、論文情報などの第三者が追加検証できるような情報を求めることも一案と考えております。

4. 試行を通じて、全体的に支援者のニーズがあるのか、支援者に参加のハードルがあるのであればそれは何かを見極め、解消を目指すべきである。

(回答) 支援者側のニーズや課題を把握すること、課題に対する対応策を検討することが、まさに今回実施する支援マッチングのモデル試行の目的の一つです。ご指摘を踏まえ、支援者側として参加してくださった方へのヒアリング等も検討いたします。